

財政運営の基本方針(案)

資料 4

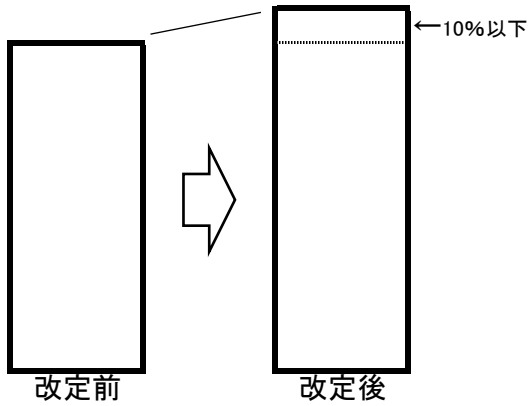
(とりまとめと見直し案の対比表)

	基本的事項のとりまとめ	見直し案
損益	○各年の損益(収益的収支)を料金収入の10%以上となるようにする。	<削除> ※損益の条件は設けない。 ※本要件は自己資金の安定的確保の手段であるが必要以上に料金を上げることにつながることから削除し、専ら、内部留保金と企業債残高の状況を優先することとした。
内部留保資金	○各年の内部留保金を負としない。	同左
	○区分経理最終年度における内部留保金を料金収入の50%程度となるようにする。	同左
	○平成55年度における内部留保金を料金収入の50%となるようにする。	同左
企業債残高	区分経理最終年度における目標値なし	○区分経理最終年度の企業債残高を料金収入の3.5倍以内を目標とする。 ※区分経理終了までに財政状況の公平性を図るために目標値を設定するもの。 ※平成55年度までに3倍以内にするためには、少なくとも区分経理最終年度までに3.5倍以内とする必要がある。
	○平成55年度における企業債残高を料金収入の3倍以内となるようにする。	同左
繰出金	○一般会計繰出金を補助金と同額見込む。	○関係団体は、総務省の繰出金通知に定める繰出基準に基づき、所要額を一般会計から繰出しする。 ※所要額の考え方「区分経理期間中において、水道料金の著しい値上げ(1回の料金改定につき、平均改定率*%を超える改定)を回避するために必要な額(交付金の額を上限とする。)とする。 *は財政シミュレーションの結果を踏まえ10%を目途に検討する。

# 一般会計繰出金の所要額の考え方 (「著しい値上げ」の基準を改定率10%とした場合の例)

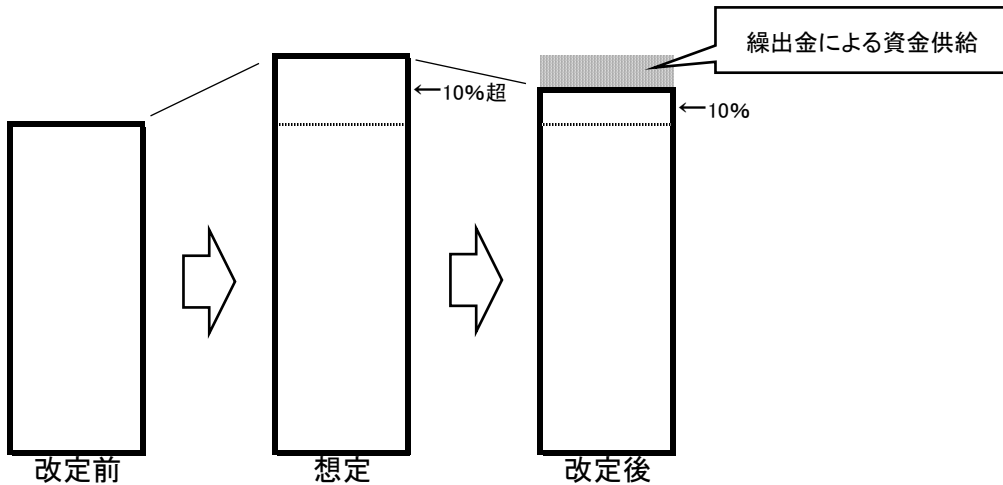
別紙

1 改定率10%以下の場合、繰り出さない。



2 改定率が10%を超える場合、改定率が10%となるように所要額を繰り出す。  
ただし、交付金の額を上限とする。

(1) 改定率を10%に抑えることができる場合、10%となるように繰り出す。



(2) 改定率を10%に抑えることができない場合、上限額である交付金と同額を繰り出す。

